

令和4年5月 相談件数

533件



(前月比: ▲11件)

(前年同月比: +4件)

掲載内容

- 食品ロス削減のカギは私たちの消費行動にあり?!
- 知っていますか? 契約のこと
- 通話録音装置等の設置経費補助について
- 長期間の使用による製品事故を防ぐために
- 消費者被害注意報



食品ロス 削減のカギは私たちの消費行動にあり?!

2019年10月「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、社会全体で食品ロス削減に取り組んでいます。国内の食品ロスは570万トン(令和元年度推計)で、国民一人当たりで換算するとご飯茶碗1杯分の食べものが毎日捨てられていることとなります。

日本は世界有数の食品輸入国で食料の約6割(カロリーベース)を輸入に頼る一方で、多くの食料を食べずに廃棄しています。食品ロスを削減すると、輸入コストとごみ処理コストの2重の経済的なムダを減らすことができるのです。

買い物前に必ず
冷蔵庫チェック

食品ロスとは? 本来食べられるのに廃棄されてしまう食品のことです

- 形が崩れたりした、規格外の食品...
 - 賞味期限切れの加工食品
 - 作りすぎて食べ残してしまった食品
- などの例があります。

まだ食べられるのに
もったいない。。。



今日から実践! 家庭で減らそう食品ロス

- ☞ 買い物前に冷蔵庫の中などの食材を確認し、必要な量だけ購入する
- ☞ 食材を買ってきたらまとめて下処理したり、冷凍して保存し、使いきる
- ☞ 調理は食べきれぬ量を作って食べ残しを減らす

賞味期限と消費期限 違いを知って賢く減らそう食品ロス



賞味期限 (best-before)

おいしく食べることができる期限

未開封で、表示されている保存方法が守られている場合、期限を過ぎても、色やにおい、味などを確かめて異常がなければ食べることができます。



消費期限 (use-by date)

安全に食べることができる期限

肉や野菜、お弁当などの傷みやすい食品につけられているので、期限を過ぎたら食べないようにしましょう。



小売店は、より新鮮な食品を求める消費者のニーズに応えるため、賞味期限内の食品でも早々に商品棚から撤去してしまい、メーカーへ返品したり、廃棄しています。これも食品ロスの原因の一つです。

賞味期限はおいしさの目安。食中毒を予防するため、賞味期限内の食品であっても食べられるかどうかはご自身で判断しましょう。

知っていますか？ 契約のこと

契約とは、法的な拘束力を持つ約束のことです。「申し込み」に対して相手が「承諾」し、その意思表示が合致することで成立します。私たちは日常生活の中で意識していなくても様々な契約をしています。電話でピザを注文することも、電車に乗ることも、病院で診療を受けることもすべて契約です。

口約束でも契約は成立するの？

「ピザを1枚、配達してください」と申し込んだ場合、店員が「はい、ありがとうございます」と承諾すれば売買契約が成立します。買い手には「代金を支払う義務」が生じ、ピザ店には「商品（ピザ）を配達して引き渡す義務」が生じます。原則として一方の都合だけでやめることはできません。



この例のとおり、**口約束でも契約は成立します**。（保証契約など一部の場合を除く）ただし、トラブルを防ぐために契約内容はできるだけ書面に残し、後日確認できるようにしておきましょう。

クーリング・オフすれば契約はやめられる？

通常、一旦成立した契約は一方的に解除することはできません。しかし、訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売などのように不意打ち性の高い販売方法、マルチ商法や内職商法のように特殊な販売方法では、消費者は冷静に判断できないまま契約してしまうことが起こりがちです。



そのため、特定商取引法ではこれらの取引について、契約後も一定期間、消費者に頭を冷やして考え直せる機会（クーリング・オフ期間）を与えています。この期間内に書面で事業者申し出れば、無条件で契約を解除することができます。（事業者は、消費者に損害賠償、違約金の請求はできません。）

えっ?! 通信販売はクーリング・オフできないの？

インターネット通販など、通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。特約がない場合には8日以内（商品を受け取った日を含む）であれば返品できますが、商品の返品費用は消費者負担です。



店舗で買ったものを返品するのはクーリング・オフじゃないの？

店舗での購入は、クーリング・オフできません。店舗によっては、交換や返品に応じている所もありますが、それはあくまでも店舗のサービスです。商品に不具合があった場合などを除き、店舗側には、交換や返品に応じる義務はありません。

ただし、店舗での契約であっても、事業者が街頭で声をかけられて店舗に案内されたり、電話などで販売目的を告げられないまま店舗に呼び出されたりして契約した場合などは、クーリング・オフができることがあります。よく分からない時は、消費生活センターへお電話ください。



電話 de 詐欺やしつこい電話勧誘を撃退!

通話録音装置等の設置経費補助 7月1日から予約受付開始



千葉市では、電話による消費者被害を未然に防止するために、迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付します。(先着順 300 台程度)

対象者

- 市内に住民登録を有する 65 歳以上の方で、市税を滞納していない、以下のいずれかに該当する方
 - ・ 65 歳以上の方のみの世帯
 - ・ 家族と同居しているが、日中は 65 歳以上の方のみとなることが常態である世帯

対象機器

以下のいずれかの機器が対象となります。

- ・ 通話録音装置 ▶ 通話着信時に、通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能があるもの
- ・ 着信拒否装置 ▶ 相手の電話番号を自動で判別し、着信を拒否する等の機能があるもの
- ・ 「通話録音装置」又は「着信拒否装置」の機能がついている固定電話機

補助額

対象機器の設置経費の 3/4 (上限 1 万円)

必ず、**機器購入前** に、**電話予約** をしてください!

※予約をせずに機器購入した場合は補助対象になりませんのでご注意ください

- 申込方法 ▶ ① 7/1~10/31 に、電話で消費生活センターに予約
- ▶ ②対象機器を購入・設置 ▶ ③申請書を消費生活センターへ

予約 ☎ 043-207-3601~3603 (平日 8:30~17:30)

申請書類配架場所▶ 区役所・市民センター、保健福祉センター、公民館、いきいきプラザ・センター など

申請書ダウンロード



千葉市迷惑電話補助 検索

長期間の使用による製品事故を防ぎ、長く安全に使うために

長期使用製品安全**点検**制度

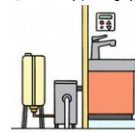
製品を購入した所有者に対して、メーカーや輸入業者から点検時期をお知らせし、点検を受けていただくことで、事故を防止するための制度です。

対象製品 (特定保守製品) ▶▶▶ 所有者自身による保守が難しい設置型の製品で、経年劣化によって火災や死亡事故などの重大事故を起こす恐れが高い製品が対象です。

購入時には**所有者情報の登録**を行い、メーカーから通知が届いたら安全のため、異常がなくても必ず**メーカーによる点検** (有料) を受けましょう。



・石油給湯機



・石油ふろがま



長期使用製品安全**表示**制度

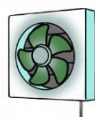
メーカーや輸入業者に対し、製造年や標準使用期間等の消費者に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付け、経年劣化事故を防止する制度です。

対象製品 ▶▶▶ 経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、事故件数が多い製品で、日常的な手入れと観察により、所有者が事故の兆候を見つけることができる製品が対象です。

・扇風機



・換気扇



・エアコン



・ブラウン管テレビ



・2槽式洗濯機



・全自動洗濯機



【表示の例】

「製造年 20XX 年 設計上の**標準使用期間**〇〇年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。」等



異常な音や振動、においなど製品の変化に注意しましょう。

消費者被害注意報

プリペイド型電子マネーで支払い?!

カードに記載されている番号は伝えないで!

パソコンやスマートフォンの偽ウイルス警告に惑わされ契約してしまった有償サポートや、出会い系サイトなどの利用料金支払いにプリペイドカード購入を指示し、電子マネーを騙し取る手口が多発しています。

事例 インターネット使用中、突然、「ウイルスに感染しているのでサポート窓口へ電話するように」と警告画面が表示された。慌てて電話したところ、「ウイルス除去の料金4万円をプリペイド型電子マネーで支払え」と指示された。



言われたとおりコンビニで電子マネーを購入し、カードのスクラッチ部分を削って読み取った番号を伝えたところ、「番号が間違っている、後で返金するからもう一度購入してきて」と言われ、4万円分を購入し番号を伝えた。

合計8万円支払ったのに、返金されるはずの番号間違い分4万円はカードに入金されず、サポート窓口の電話は繋がらない。心配になりパソコンを専門店へ持ち込んだがウイルスには感染していなかった。

消費者トラブル防止のために



- ◇ プリペイド型電子マネーは、誰でも簡単に入手でき、カードそのものがなくても番号さえ分かれば利用できます。番号を伝えただけで購入した金額(価値)を全て渡したことと同じなので、カードの番号を伝えるよう指示されても絶対に伝えないようにしましょう。
- ◇ 電子マネーの購入を指示して次々に支払いを求められた場合は、詐欺の可能性が高いと考えられます。おかしいと感じたときは、すぐに消費生活センターに相談してください。

まずはお電話で!

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く